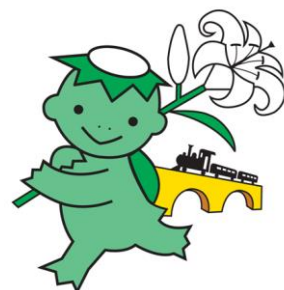


R6.4～

事業系ごみの 分け方・出し方



令和5年1月作成 遠野市

目次

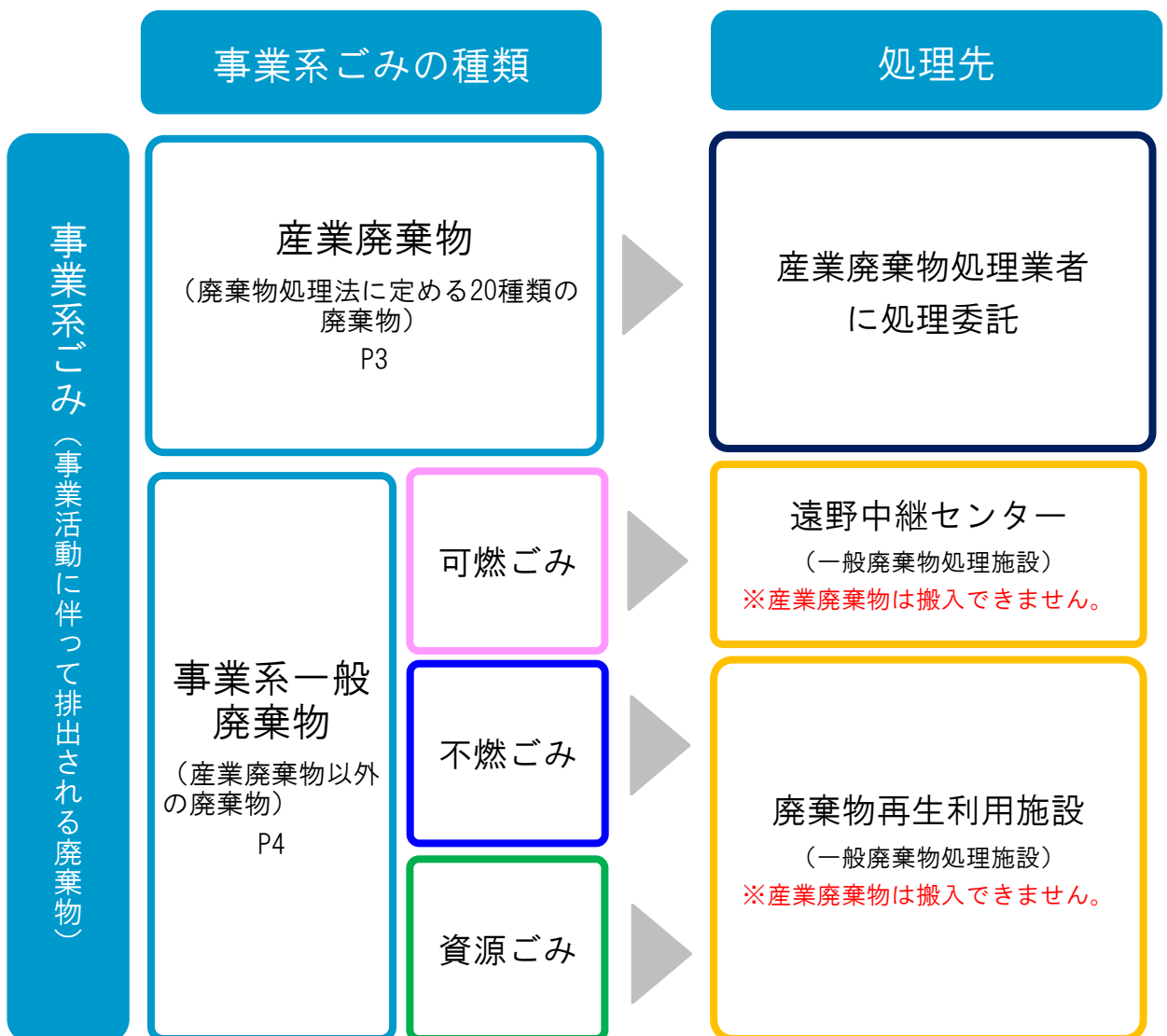
<u>1 事業系ごみとは</u>	2
<u>2 事業系ごみの分け方・出し方</u>	
<u>(1) 産業廃棄物</u>	3
<u>(2) 事業系一般廃棄物</u>	4
・ 自己搬入	
・ 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託	
・ 地域の集積所に排出	
<u>3 よくある問合せ</u>	9

1 事業系ごみとは

事業系ごみとは、**事業活動に伴うすべてのごみ**のことです。

製造くず、廃液、事務所の伝票類、飲食店の残飯等、また、従業員の弁当の残りなどもすべて事業系ごみとなり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、**事業者自らの責任で適正に処理する**必要があります。

事業系ごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、**家庭系ごみとは分別や出し方が異なるものが多く、定められた処理をしなければなりません。**



2 事業系ごみの分け方・出し方

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物は、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者に処理を委託するなどし、適正に処理してください。また、産業廃棄物は、遠野中継センター及び清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設には搬入することができません。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却残灰、石炭がら等の焼却残さ
	2 汚泥	製造業、工業廃水等の処理後に残る泥状のもの
	3 廃油	鉱物性油及び動植物性油に係る全ての廃油、廃溶剤
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液などの全ての廃アルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	廃タイヤ、発砲スチロール、廃農業用フィルム等の全ての廃プラスチック類
	7 ゴムくず	天然のゴムくず（切断くずなど）
	8 金属くず	ロッカー、鉄くず、一斗缶などの全ての金属くず
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガなどのくず、石膏ボード、コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く
	10 鉱さい	電気炉からの残さい、廃鋳物砂
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	紙製品製造業、出版業等の紙くず、建設業（工作物の新築、改築又は除去）の紙くず
	14 木くず	木材・木製品製造業等の木くず、建設業（工作物の新築、改築又は除去）の木くず、貨物流通のために使用したパレット等
	15 繊維くず	繊維工業等の天然繊維くず、建設業（工作物の新築、改築又は除去）の繊維くず
	16 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業及び香料製造業の動植物性残さ
	17 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場からの固形不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

■産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の案内（※処理委託契約標準様式の掲載あり）
 ・（一社）岩手県産業資源循環協会 TEL 019-625-2201 盛岡市内丸16-15内丸ビル5階
<https://iwatesanpai.or.jp>

■産業廃棄物の収集運搬業者・処分業者の一覧（岩手県産業廃棄物処理業者名簿）
 ・岩手県ホームページで検索 <https://www.pref.iwate.jp>

(2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、遠野中継センター、廃棄物再生利用施設などの一般廃棄物処理施設で処理することができますので、下記を参考に適切に分別してください。分別した後のごみの出し方は次ページ以降のとおりです。

可燃ごみ

リサイクルできない紙、調理くず、鉛筆、木製机 など
(紙類はリサイクル(資源ごみとしての排出)に最大限努めてください。)

【注意点】

プラスチック、ゴム等は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

不燃ごみ

金属製文房具、陶器製の湯飲み、ガラス製のコップ など(従業員の個人使用に係るもののみ)

【注意点】

・上記を除く金属、ガラス、陶磁器等は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。
・スチール製キャビネット、事務机・イス、家電製品、事務機器などの不燃粗大ごみは、廃棄物再生利用施設などの一般廃棄物処理施設には搬入することができませんので、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

資源ごみ

・飲料缶、飲料びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装(これらの品目は従業員の飲食により発生するもののみ)
・紙類

【注意点】

・上記に該当する場合であっても多量の場合は、お問い合わせください。
・小型家電は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

その他注意事項

水銀廃製品(蛍光管、乾電池、水銀体温計など)は廃棄物再生利用施設などの一般廃棄物処理施設には搬入することができませんので、産業廃棄物として処理してください。

事業系一般廃棄物の出し方

【方法1】自己搬入（排出事業者自ら処理施設に持ち込む）

●ステップ① 前ページの分け方に従って適切に分別する。

※分別されていないごみは持ち込めません。

※可燃ごみを遠野中継センターに搬入する際は、透明・半透明の袋及び市指定ごみ袋の使用は任意です。（ごみ質に応じて飛散防止をしてください。）

●ステップ② ごみ種類ごとに処理施設に持ち込む。

ごみ種類	搬入先	所在地等	受付日
可燃ごみ	遠野中継センター	綾織町新里18-69-2 TEL 63-1013	月～金（年末年始除く）8:45～16:30
不燃ごみ	廃棄物再生利用施設	綾織町新里18-84-6 TEL 62-2878	毎月1日から7日までの月～金、第1日曜日（年末年始除く） 8:45～16:30 ※不燃ごみ以外は受付できません
資源ごみ	廃棄物再生利用施設	綾織町新里18-84-6 TEL 62-2878	毎月8日から月末日までの月～金（年末年始除く）8:45～16:30

●ステップ③ 可燃ごみ及び不燃ごみは、搬入量から計算される処理手数料を支払う。（10kgにつき130円 施設で現金払い）

【方法2】一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託

●一般廃棄物を運搬できるのは、排出する事業者か、市から許可を受けた遠野市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という）のみです。

●許可業者に委託したい場合は、許可業者に相談いただき、収集運搬費に、処理施設に応じたごみ処理手数料を加えた金額で業務委託契約を締結してください。

※収集運搬を委託する一般廃棄物を遠野中継センター又は廃棄物再生利用施設に搬入する場合は、適切に分別してください。

※紙類は古紙回収業者、飲料缶等の金属類は金属回収業者に売り払うことができます。

〔遠野市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧（令和5年1月現在）〕

許可業者	所在地	電話
(有)遠野地区清掃社	綾織町新里18-69-3	62-3510
(有)遠野環境企画	青笹町青笹4-54-2	62-9366
(有)遠野地方運送	青笹町青笹14-91	63-1633
丸和運送(有)	宮守町達曾部4-43	67-6127

【方法3】地域の集積所に排出【登録事業者限定】

地域の集積所は家庭ごみ専用で、基本的に事業系ごみを排出することは出来ませんが、市に登録手続きをした事業者に限り、指定有料袋を購入するなどして可燃ごみ、資源ごみを集積所に出すことができます。

ただし、不燃ごみは、登録手続きをした場合であっても集積所に出すことができませんので、市廃棄物再生利用施設に自己搬入するか、遠野市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託してください。

■地域の集積所に排出するための手続き

- ステップ① 登録申請書を提出（市環境課窓口）※申請様式は次ページ
- ステップ② 排出する集積所を管理する自治会長に、集積所利用の承認を得る（市役所環境課）
- ステップ③
 - ・登録申請に係る集積所利用可否の通知受領（市環境課窓口）
 - ・可燃ごみ排出のための指定有料袋購入（市環境課窓口）

指定有料袋サイズ	販売額
30リットル	2,420円（20枚入り）

- ステップ④ 可燃ごみは指定有料袋を使用し、資源ごみは家庭系ごみの出し方と同様にして集積所に出す（可燃ごみは1回3袋までの排出。 ※出し方の詳細は、P8を参照）

〔申請・指定有料袋購入窓口〕

- ・市役所環境課（遠野市中央通り9-1市役所本庁舎2F 62-2111）
- ・宮守総合支所（遠野市宮守町下宮守29-77 67-2111）

集積所排出の注意

- ・登録申請ができるのは少量排出事業者に限ります。
- ・可燃ごみは1回当たりの集積所排出量が、事業系可燃ごみ指定有料袋（30リットル）で3袋までです。
- ・事務所（又は店舗）兼用住宅の場合は、可燃ごみを事業ごみと家庭ごみに分けて、それぞれ指定のごみ袋に入れて出してください。
- ・適正排出がされていないことなどにより、集積所排出が取消しとなる場合があります。（※集積所排出を取り消された事業者は、地区の集積所にごみを出すことができません。）
- ・購入した「事業系可燃ごみ指定有料袋」は、返品又は返金をすることができません。ただし、不良品であった場合は、良品と交換します。
- ・「事業系可燃ごみ指定有料袋」は転売・譲渡することができません。
- ・市に登録せずに事業系ごみを集積所に排出した場合は、不法投棄に該当する場合があります。

地区集積所への事業系ごみ排出承認申請書 (可燃ごみ・資源ごみ)

遠野市長様

当事業所が排出するごみを、指定有料袋を使用するなどして、地区集積所に排出したいので承認をお願いします。

なお、事業系ごみの分別及び出し方を遵守するとともに、不適正排出等でご迷惑をお掛けする事案となった場合には、許可の取消しに応じますことを申し添えます。

記

- 1 集積所利用の期間 年 月 日から集積所排出を終了する日まで
- 2 集積所の住所 町
- 3 添付書類 ・ 排出する集積所を記した住宅地図
 ・ 集積所管理者からの承諾書

申請日 年 月 日

申請事業者

住所

事業者名

代表者名

担当者職氏名

連絡先電話番号

従業員数 人

もえるごみ 収集回数	×	1回あたり 排出量	×	年間 必要量	÷	≡ セット(20枚入) × @2,420円
週 回		袋	52 週	袋	20 入	円

環境課 記入	受付日	受付担当者	写しの提供	返信用封筒	受付番号
			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

地区集積所への「事業系ごみ(一般廃棄物)の出し方」

- ◆ 事業系ごみの集積所排出には集積所管理者の承認と市役所環境課に登録が必要ですが、市役所環境課で手続きを、環境課窓口で『指定有料袋』を購入し集積所に排出してください。
- ◆ 事業系資源ごみの集積所排出は、集積所排出登録事業者で、かつ、少量に限ります。(下表参考)
- ◆ 店舗等併用住宅で事業系ごみ少量、かつ、1回あたり排出量(事業・家庭)が合わせて1袋程度以下の場合、家庭ごみとして排出することも可能です。(手続き任意)

ごみの種類 事業所の種類	可燃ごみ		資源ごみ		不燃ごみ	その他
	※ 集積所排出登録事業者であること。 ※ 1回につき 指定有料袋3袋まで	※ 集積所排出登録事業者であること。 ※ 30リットル袋1袋に入る程度の量まで(紙類除く)	紙類	紙類		
独立事業所 (病院、保険会社事務所、金融機関、印刷事務所、工場等)	○	○	○	○	× (集積所排出不可)	《店舗併用住宅》 店舗(事務所)からの事業ごみと住宅からの家庭ごみを分けて管理し、それぞれを指定のごみ袋で出してください。 《可燃ごみ》 ごみ収集1回当たりに排出できる可燃ごみは、指定有料袋3袋までです。 《注意!》 可燃ごみ袋(指定有料袋)に不燃ごみ(金属・ガラス・陶磁器)は、絶対に入れないでください。(弁当のアルミ製カップ等) 《資源ごみ》 資源ごみを集積所に排出する際は、コンテナ又はネットに直接入れてください。 《注意!》 事業者は、多量の資源ごみを集積所に排出できません。 清涼飲料等の自動販売機の場合、空きびん、空き缶、空きペットボトルは設置業者回収を依頼してください。 《拠点回収》 事業系ごみは排出できません。(地区センターなどに設置している小型家電回収ボックス、水銀廃棄品回収ボックスは家庭ごみ専用です。) ※ 特別管理産業廃棄物(廃油・廃酸・廃アルカリ)・感染性産業廃棄物・その他有害廃棄物)は、市の処理施設に搬入しないください。
	○	○	○	○		
幼稚園・保育園 グループホーム等 (高齢者等共同生活施設)	○	○	○	○	× (集積所排出不可)	※ 金属製事務用品や湯呑茶わん等の廃陶器などの不燃ごみは、市廃棄物再生利用施設に直接搬入するか、許可業者に収集を依頼してください。 ※ 机、椅子、書庫などの不燃粗大ごみは産業廃棄物として処理してください。
店舗等併用住宅 店舗等併用住宅	○	○	○	○		
飲食店・食堂 菓子等製造・小売り業 コンビニ店 食肉・野菜販売店 酒販売店 電化製品販売業 理容美容業 個人事務所	○	○	○	○	× (集積所排出不可)	※ 印刷工場は印刷物の産業廃棄物なので排出不可。 ※ 印刷工場は印刷物の産業廃棄物なので排出不可。
家庭系ごみと事業系ごみを合わせて1袋程度以下で、事業系ごみが家庭ごみに比べて少ない店舗等併用住宅事業所においては、可燃ごみ・資源ごみを家庭ごみとして集積所に排出することができます。 ※この場合、集積所排出のための市登録手続きは任意ですが、1袋を超える場合は手続きが必要です。なお、集積所管理者等の了解が得られない場合は、市の施設に直接搬入するか、許可業者に収集を依頼するなど、適正に処理してください。	○	○	○	○		

3 よくある問合せ

Q 1 事業活動とはどのようなものですか？

A 1 飲食店、店舗、事務所、病院、スーパーマーケット、学習塾、民宿、ホテル、銀行、公共機関などの活動が含まれ、個人・法人の別や業種、規模を問いません。

Q 2 「事業者自らの責任で適正に処理する」とはどういうことですか？

A 2 産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等に、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、許可を持つ処理業者に委託するなどして適正に処理することです。

また、委託する場合、排出事業者は委託する処理業者を自らの責任で主体的に決定することになります。

Q 3 許可業者に収集を依頼するにはどうしたらよいですか？

A 3 一般廃棄物は許可業者に直接相談してください（P5参照）。産業廃棄物は岩手県産業資源循環協会に相談したり、岩手県ホームページで許可業者を確認した上で当該許可業者に直接相談してください（P3参照）。

Q 4 住宅兼店舗で商売をしていますが、家庭系ごみと事業系ごみを分別しなければなりませんか？

A 4 日常生活から発生する家庭系ごみと、事業系ごみは適切に分別してください。

Q 5 遠野中継センターや廃棄物再生利用施設での搬入手数料は、後払いできますか？

A 5 後払いができるのは、許可業者、官公署等のみです。一般の事業者の場合は、各処理施設から退出する際に現金払いしてください。

Q 6 事業系ごみの集積所排出の手続き（P6）をしないで、事業系ごみを地区の集積所に排出したら、罰則がありますか？

A 6 不法投棄に該当する場合があります。この場合、廃棄物処理法により罰則の対象になります。

お問合せ・相談先

■事業系一般廃棄物に関すること

遠野市環境整備部環境課 遠野市中央通り9-1 TEL62-2111

■可燃ごみの搬入に関すること

遠野中継センター 遠野市綾織町新里18-69-2 TEL63-1013

■不燃ごみ、資源ごみ等の搬入に関すること

清養園クリーンセンター廃棄物再生利用施設 遠野市綾織町新里18-84-6 TEL62-2878